

3. 環境基準及び環境保全目標等

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められている。

また、府では新環境総合計画(NEW STEP21)において、府民の健康を保護し生活環境を保全するための望ましい水準として環境保全目標を定めている。なお、環境保全目標は、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いている。

(1) 大気環境

① 大気汚染に係る環境基準及び環境保全目標

項目	基準値（目標値）	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	基準 (目標)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	基準
	1時間値が0.06ppm以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること	目標
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	基準 (目標)
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	基準 (目標)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	基準 (目標)
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度	目標

- (注) 1 二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、対象地域として工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 二酸化窒素は、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）で評価を行う。
ただし、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は用いないものとし、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、評価の対象としない。
- 3 光化学オキシダントは、1時間値について評価を行う。
- 4 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素に係る評価は以下の方法による。
・短期的評価は、連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合には、評価の対象としない。
・長期的評価は、年間における1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いはしない。
- 5 二酸化窒素等の環境保全目標については、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、必要な改訂を行うこととしている。

② オキシダント（光化学スモッグ）の緊急時等発令基準

区 分	発 令 基 準
光化学スモッグ予報	当該地域の基準測定点のうち1点のオキシダント濃度が0.08 ppm以上で、かつ、気象条件からみて注意報の発令基準に達すると考えられるとき、又は、測定点の測定値等から判断して注意報の発令基準に達すると認められるとき
光化学スモッグ 注 意 報	当該地域の基準測定点のうち1点のオキシダント濃度が0.12 ppmに達した場合、又は、測定点の測定値等から判断して大気汚染がこれらの場合と同程度であると認められる場合であって、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき
光化学スモッグ警報	当該地域の基準測定点のうち1点のオキシダント濃度が0.24 ppmに達した場合、又は、測定点の測定値等から判断して大気汚染がこれらの場合と同程度であると認められる場合であって、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき
光化学スモッグ 重 大 緊 急 警 報	当該地域の基準測定点のうち1点のオキシダント濃度が0.40 ppmに達し、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき

(2) 水質環境

① 健康項目に係る環境基準（河川、海域、湖等）

項 目	基 準 値	対象水域	達成期間
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	全 公 共 用 水 域	直ちに達成し、維持するように努める
全シアン	検出されないこと		
鉛	0.01mg/ℓ以下		
六価クロム	0.05mg/ℓ以下		
砒素	0.01mg/ℓ以下		
総水銀	0.0005mg/ℓ以下		
アルキル水銀	検出されないこと		
P C B	検出されないこと		
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下		
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下		
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下		
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下		
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下		
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下		
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下		
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下		
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下		
チウラム	0.006mg/ℓ以下		
シマジン	0.003mg/ℓ以下		
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下		
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下		
セレン	0.01mg/ℓ以下		

(注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって環境基準達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は（注）3のとおり。

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

3 総水銀についての環境基準の適否の判定は、年間の測定値が0.0005mg/ℓを超える検体数が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。

② 健康項目に係る環境保全目標（河川、海域、湖等）

項 目	カドミウム	シアン	有機リン	鉛	クロム(6価)	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
目標値	0.01 mg/ℓ以下	検出されないこと	検出されないこと	0.1 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下	0.0005 mg/ℓ以下	検出されないこと	検出されないこと	0.03 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
対象水域	全 公 共 用 水 域										
達成期間	直ちに達成し、維持するように努める										

(注) 1 目標値は最高値とする。ただし、総水銀に係る目標値については年間平均値とする。

2 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

3 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう（以下、生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。）。

4 総水銀に係る目標値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001mg/ℓ以下とする。

5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては、水質環境目標（平成元年4月環境庁通知）による。

③ 生活環境項目に係る環境基準及び環境保全目標

ア 河 川

項目		類型	A A	A	B	C	D	E
		利用目的の適応性	水道1級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下 の欄に掲げ るもの	水産3級 工業用水1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	工業用水 2級 農業用水及 びEの欄に 掲げるもの	工業用水 3級 環境保全
基準 値 (目 標 値)	水素イオン 濃度	6.5以上	6.5以上	6.5以上	6.5以上	6.5以上	6.0以上	6.0以上
	(pH)	8.5以下	8.5以下	8.5以下	8.5以下	8.5以下	8.5以下	8.5以下
	生物化学的 酸素要求量	1 mg/ℓ	2 mg/ℓ	3 mg/ℓ	5 mg/ℓ	8 mg/ℓ	10 mg/ℓ	
	(BOD)	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
	浮遊物質 量	25 mg/ℓ	25 mg/ℓ	25 mg/ℓ	50 mg/ℓ	100 mg/ℓ		ごみ等の浮 遊が認めら れないこと
	(SS)	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
	溶存酸素 量	7.5 mg/ℓ	7.5 mg/ℓ	5 mg/ℓ	5 mg/ℓ	2 mg/ℓ	2 mg/ℓ	
(DO)	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	
大腸菌群 数	50 MPN /100 ml	1,000 MPN /100 ml	5,000 MPN /100 ml	—	—	—		
		以下	以下	以下				
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は別表のとおりとする						

(注) 1 基準値(目標値)は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる。)

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/ℓ以上とする。

3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

4 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

5 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級のの水産生物用

水産3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用

6 工業用水1級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

7 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 海 域

項目	類型	A	B	C
	利用目的の適応性	水産1級浴全欄及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	環境保全
基準値(目標値)	水素イオン濃度(pH)	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下
	化学的酸素要求量(COD)	2 mg/ℓ以下	3 mg/ℓ以下	8 mg/ℓ以下
	溶存酸素量(DO)	7.5mg/ℓ以上	5 mg/ℓ以上	2 mg/ℓ以上
	大腸菌群数	1,000 MPN / 100 ml 以下	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと	—
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は別表のとおりとする			

- (注) 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

全窒素、全磷に係る環境基準

項目	利用目的の適応性	基準値		該当水域等
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	該当水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間及び暫定目標は別表のとおりとする
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

(別表) 対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間

(1) 河川

環境基準における水域類型指定				
水域	河川	該当類型	達成期間	水域類型指定日
淀川水域	淀川下流(1) (宇治川合流点から長柄堰まで)	B	ハ	昭和45年9月1日
	淀川下流(2) (長柄堰より下流)	D	イ	
大阪市内河川水域	大川* (大川全域及び城北川全域)	C	イ	昭和45年9月1日 (平成4年2月28日改訂)
	堂島川 (全域)	C	イ	
	土佐堀川 (")	C	ハ	
	安治川 (")	C	イ	
	道頓堀川 (")	C	イ	
	尻無川 (")	C	イ	
	木津川 (")	C	イ	
	住吉川 (")	C	ハ	
	六軒家川 (")	C	イ	
	正蓮寺川 (")	C	イ	
木津川運河 (")	C	イ		
寝屋川水域	寝屋川 (全域)	E	ハ	昭和45年9月1日
	恩智川 (")	E	ハ	
神崎川水域	安威川上流 (茨木市取水口より上流)	A	イ	昭和45年9月1日 (平成4年2月28日改訂)
	安威川下流(1) (茨木市取水口から戸伏まで)	B	ハ	
	安威川下流(2) (戸伏から大正川合流点まで)	C	イ	
	安威川下流(3) (大正川合流点より下流)	E	ハ	
	猪名川上流 (箕面川合流点より上流)	B	ハ	
大和川水域	猪名川下流 (箕面川合流点より下流(藻川を含む))	E	ハ	昭和45年9月1日
	神崎川 (安威川、猪名川を除く神崎川)	E	ハ	
	大和中流 (桜井市初瀬取入口から浅香山まで)	C	ハ	
泉州諸河川水域	大和川下流 (浅香山より下流)	D	ハ	昭和48年3月16日
	石川 (全域)	B	ハ	
	石津川 (全域)	E	ハ	
	大津川上流 (泉大津市高津取水口より上流)	B	ロ	
	大津川下流 (泉大津市高津取水口より下流)	D	ハ	
	牛滝川 (全域)	B	ハ	
	松尾川 (")	B	ハ	
	横尾川 (")	B	イ	
	父鬼川 (")	A	イ	
	春木川 (")	E	ハ	
津田川 (")	E	ハ		
近木川水域	近木川上流 (梶谷川合流点より上流)	B	イ	昭和48年3月16日
	近木川下流 (梶谷川合流点より下流)	E	ハ	
	見出川 (全域)	E	ハ	
佐野川 (")	E	ハ		
泉州諸河川水域	櫻井川上流 (兎田橋より上流)	B	イ	昭和48年3月16日
	櫻井川下流 (兎田橋より下流)	E	ハ	
	男里川 (全域)	A	イ	
	金熊寺川 (")	A	イ	
	菟砥川 (")	A	イ	
	山中川 (")	A	イ	
	番川 (")	A	イ	
	大川 (")	A	イ	
	東川 (")	A	イ	
	西川 (")	A	イ	
淀川水域	芥川(1) (京都府界から塚脇橋まで)	A	イ	昭和50年10月8日
	芥川(2) (塚脇橋より下流)	B	ロ	
	檜尾川 (")	B	ロ	
	穂谷川 (")	B	ハ	
	船橋川 (")	B	ハ	
	天野川 (奈良県界より下流)	B	ハ	
寝屋川水域	第二寝屋川 (全域)	E	ハ	昭和50年10月8日
	平野川 (")	E	ハ	
神崎川水域	余野川 (全域)	B	イ	昭和50年10月8日
	箕面川(1) (箕面市取水口より上流)	A	イ	
	箕面川(2) (箕面市取水口から兵庫県界まで)	B	ロ	
大和川水域	千里川 (全域)	C	ロ	昭和50年10月8日
	東除川 (全域)	C	ハ	
	西除川(1) (狭山池流出端より上流)	B	ハ	
	西除川(2) (狭山池流出端より下流)	D	ハ	
淀川水域	千早川 (全域)	B	イ	昭和50年10月8日
	水無瀬川 (全域)	A	イ	
神崎川水域	勝尾寺川 (全域)	C	ロ	昭和50年10月8日
	茨木川 (")	C	イ	
	大正川 (")	C	ロ	
寝屋川水域	平野川分水路 (全域)	E	イ	平成4年2月26日
	古川 (")	E	ハ	
大和川水域	石見川 (全域)	A	イ	平成4年2月26日
	天見川 (")	B	イ	
泉州諸河川水域	和田川 (全域)	C	ハ	

(注) 1 *印は改訂により区域が変更された河川である。
 2 達成期間の分類は次のとおりとする (以下(2)の表について同じ。)
 (1) 「イ」は直ちに達成
 (2) 「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成
 (3) 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

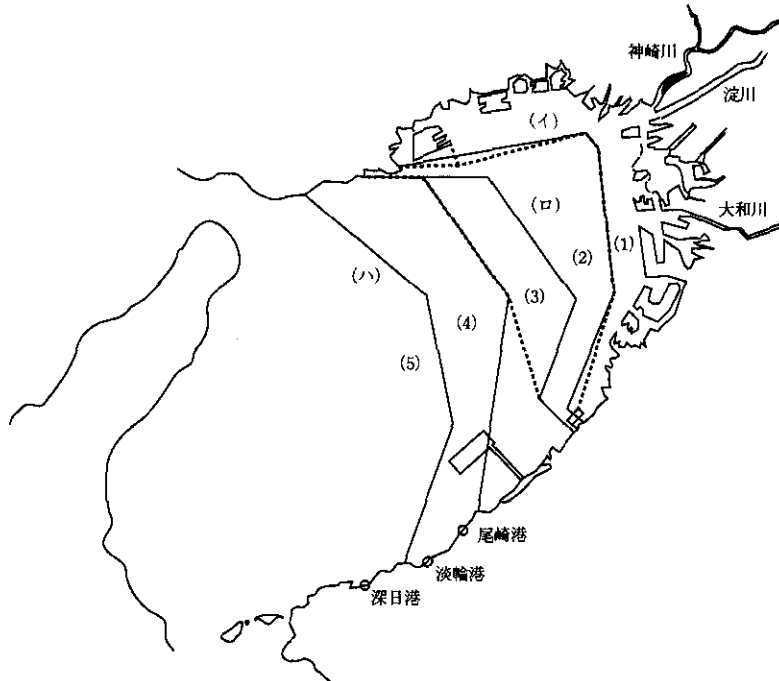
(2) 海 域

環境基準における水域類型指定		
水 域	該当 類型	達成 期間
大 阪 湾 (1)	C	イ
大 阪 湾 (2)	B	ロ
大 阪 湾 (3)	A	ハ
大 阪 湾 (4)	A	ロ
大 阪 湾 (5)	A	イ
尾 崎 港	C	イ
淡 輪 港	C	イ
深 日 港	C	イ
水域類型指定日		
昭和46年12月18日		

(注) 尾崎港、淡輪港及び深日港の区域は、いずれも防波堤の先端を結ぶ線で囲まれた海域をいう。

全窒素、全磷に係る環境基準における水域類型指定			
水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	暫定目標 (平成11年度)
大阪湾(イ)	海域Ⅳ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 1.2mg/ℓ
大阪湾(ロ)	海域Ⅲ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.68mg/ℓ
大阪湾(ハ)	海域Ⅱ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.42mg/ℓ 全磷 0.034mg/ℓ
水域類型指定日			
平成7年2月28日			

大阪湾水域環境基準類型



(注) ----- は全窒素、全磷に係る水質環境基準の水域を表す。

④ 特殊項目に係る環境保全目標

ア 河 川

項 目	対象水域	
	上水道水源水域	そ の 他 の 水 域 (水域類型C以上の河川)
フ ェ ノ ー ル 類	0.005 mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
銅	0.05 "	0.05 "
亜鉛	0.1 "	0.1 "
溶 解 性 鉄	0.3 "	1.0 "
溶 解 性 マ ン ガ ン	0.05 "	1.0 "
全 ク ロ ム	0.05 "	1.0 "
フ ッ 素	0.8 "	1.5 "
ア ン モ ニ ア 性 窒 素	0.1 "	1.0 "
陰 イ オ ン 活 性 剤	0.5 "	0.5 "
ノルマルヘキサン抽出物質	0.01 "	0.01 "

イ 海 域

項 目	対象水域		
	A 海 域	B 海 域	C 海 域
フ ェ ノ ー ル 類	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
銅	0.02 "	0.02 "	0.02 "
亜鉛	0.1 "	0.1 "	0.1 "
鉄	0.1 "	0.2 "	0.5 "
全 ク ロ ム	1.0 "	1.0 "	1.0 "
陰 イ オ ン 活 性 剤	0.1 "	0.1 "	0.1 "

⑤ 底質環境保全目標

イ. 河 川

項 目	環 境 保 全 目 標	対 象 水 域
P C B	10mg/kg	全公共用水域
水 銀	25mg/kg	"

ロ. 海 域

項 目	環 境 保 全 目 標	対 象
P C B	10mg/kg	全公共用水域
水 銀	「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日環水管第119号水質保全局長通知)に定める基準に該当しないこと	"

(3) 地盤環境

① 地盤環境保全目標

項 目	環 境 保 全 目 標	対 象 地 域
地 盤 高	地盤沈下を進行させない	府 下 全 域

② 地下水質環境保全目標

項 目	環 境 保 全 目 標	項 目	環 境 保 全 目 標
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	アルキル水銀	検出されないこと
シアン	検出されないこと	P C B	検出されないこと
有機リン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
鉛	0.1 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/ℓ以下
ヒ素	0.05 mg/ℓ以下	四塩化炭素	0.003 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下		

(注) 汚染が自然的原因によることが明らかである場合を除く。

③ 地下水質評価基準

(2)①の水質環境・健康項目に係る環境基準に同じ。

④ 土壤汚染

土壤の汚染に係る環境基準及び環境保全目標

項 目	基 準 値 ・ 目 標 値	環 境 保 全 目 標	環 境 保 全 目 標		
カドミウム	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること			環 境 保 全 目 標	環 境 保 全 目 標
全シアン	検液中に検出されないこと				
有機リン	検液中に検出されないこと				
鉛	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること (目標値は 0.1mg)				
六価クロム	検液 1 l につき 0.05mg 以下であること				
ヒ素	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり (目標値は 0.05mg)、かつ、農用地 (田に限る) においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること				
総水銀	検液 1 l につき 0.0005mg 以下であること				
アルキル水銀	検液中に検出されないこと				
P C B	検液中に検出されないこと	基 準	基 準		
銅	農用地 (田に限る) において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること				
ジクロロメタン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること				
四塩化炭素	検液 1 l につき 0.002 mg 以下であること				
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 l につき 0.004 mg 以下であること				
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること				
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.04mg 以下であること				
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 l につき 1 mg 以下であること				
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 l につき 0.006 mg 以下であること				
トリクロロエチレン	検液 1 l につき 0.03mg 以下であること				
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること	環 境 保 全 目 標	環 境 保 全 目 標		
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 l につき 0.002 mg 以下であること				
チウラム	検液 1 l につき 0.006 mg 以下であること				
シマジン	検液 1 l につき 0.003 mg 以下であること				
チオベンカルブ	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること				
ベンゼン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること				
セレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること				

(注) 1 検液とは土壌 (重量) の 10 倍の水 (容量) で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。

2 汚染がもたら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他、上表の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌は除く。

(4) 騒音・振動・航空機公害

① 環境騒音に係る環境基準及び環境保全目標

ア 道路に面しない地域

地域の 類型	時 間 の 区 分			該 当 地 域 〔昭47. 12. 15指定〕 〔平6. 12. 28改定〕
	昼 間 〔午前8時から 午後6時まで〕	朝 夕 〔午前6時から 午前8時まで〕 〔午後6時から 午後9時まで〕	夜 間 〔午後9時から 翌日の午前6 時まで〕	
AA	45デシベル以下	40デシベル以下	35デシベル以下	富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地 貝塚市名越 国立療養所貝塚千石荘の敷地 貝塚市三ツ松1464番地 大阪市立少年保養所の敷地 貝塚市橋本 大阪市立貝塚養護学校の敷地
A	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港の敷地、八尾空港の敷地及び工業用の埋立地を除く。）
B	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く）及び工業地域

イ 道路に面する地域

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間 〔午前8時から 午後6時まで〕	朝 夕 〔午前6時から 午前8時まで〕 〔午後6時から 午後9時まで〕	夜 間 〔午後9時から 翌日の午前6 時まで〕
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

(注) 1 該当地域は、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)に基づき、知事が地域の区分ごとに指定する地域である。

2 本目標値は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

3 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

② 新幹線鉄道騒音に係る環境基準及び環境保全目標

地域の類型	基準値 (目標値)	該 当 地 域	(昭51.12.17指定) (平 6.12.28改定)
I	70デシベル以下	地域類型に当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に指定する用途地域の指定のない地域	
II	75デシベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	

(注) 1 「地域類型の当てはめをする地域」とは、大阪市及び吹田市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300メートル以内の地域並びに摂津市、高槻市、茨木市及び島本町の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ400メートル以内の地域(河川敷を除き、橋りょうに係る部分については別途図面に表示する地域を含む。)をいう。

2 該当地域は、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)により知事が地域の類型ごとに指定する地域である。

③ 鉄軌道騒音、建設作業騒音、振動、低周波空気振動に係る環境保全目標

項 目	目 標 値	対 象 地 域	備 考
鉄軌道騒音 (新幹線鉄道を除く)	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域	環境保全目標値は、今後調査研究の成果等を踏まえて設定する
建設作業騒音			
振 動			
低 周 波 空 気 振 動			

④ 航空機騒音に係る環境基準及び環境保全目標

地域の類型	基準値 (目標値)	該 当 地 域	(昭51. 7. 2指定、 (平 6.12.28改定)
I	70WECPNL 以 下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 (1) 関西国際空港及び八尾空港の敷地 (2) 国土利用計画法第9条の規9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市利用計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域	
II	75WECPNL 以 下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。	

(注) 該当地域は航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)により知事が地域の類型ごとに指定する地域である。